

二級河川気仙沼圏域河川整備基本方針

平成27年9月

宮 城 県

目 次

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..	3
イ 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項 ..	4
ウ 河川環境の整備と保全に関する事項	4
2 河川整備の基本となるべき事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	7
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項	8
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	8
 (参考図) 面瀬川・沖ノ田川流域図	 巻 末

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川の概要

面瀬川^{おもせ}は、幹線流路延長 7.7km、流域面積 13.3km² の二級河川である。その源は、気仙沼市本吉^{けせんぬま もとよし}に位置する長の森山^{ながのもりやま}に発し、流域を南から北東へ流下しつつ、片浜^{かたはま}・尾崎^{おさき}間で気仙沼湾に注いでいる。

沖ノ田川^{おきのた}は、幹線流路延長 3.0km、流域面積 7.3km² の二級河川である。その源は、気仙沼市本吉に位置する岩倉山^{いわくらやま}に発し、長畑川^{ながはた}と合流し、田園地帯を南流しつつ沖ノ田より海に注いでいる。

圏域内河川流域は、上流部には豊かな自然の山地を有し、流下するにつれて平野と水田地帯を増やしていく。流域の土地利用は、山地等が 60%程度を占め、中下流域に農地や市街地が広がる。流域内には仙台圏^{せんだい}と岩手県沿岸^{いわて}の主要都市を結ぶ国道 45 号や隣接する市町との交通網である JR 気仙沼線が存在する。流域及びその周辺は県立自然公園気仙沼^{きせんぬま}や三陸復興国立公園^{さんりくふっこう}に指定されており、豊かな自然環境が残されている。

圏域内河川流域の地質は、主に古生代、中生代に形成された地層であり、下流側に新生代に形成された地層が存在する。流域の年間降水量は約 1,400mm となっている。

圏域内河川の上流部は、河床勾配が 1/30～1/60 程度と急峻であり、溪流を呈している。アカマツやスギ、ヒノキ等の樹木が繁茂し、豊かな樹林地の落ち葉や朽木、樹液等が多彩な昆虫類の生息場となっている。

中流部の河床勾配は 1/50～1/100 程度と変化に富んだ流れを呈している。また河道にはヤマメやカジカ等が生息するほか、アユやウグイ等の回遊魚も見られる。

下流部の河床勾配は 1/150～1/280 程度である。水際には雑草群落、ヨモギやヨシ類が繁茂し、イカルチドリやハクセキレイ等の鳥類の休息場・隠れ場となっている。

水質については、面瀬川が水質環境基準の C 類型に指定されている。

圏域内河川の治水事業は、面瀬川では昭和 39 年に地震高潮対策事業、沖ノ田川では昭和 61 年からは災害関連事業、両河川とも平成 23 年からは河川災害復旧事業が行われている。

圏域内河川の主要な洪水として、面瀬川は、昭和 41 年 9 月洪水で床上浸水 129 戸、浸水面積 82.0ha、昭和 54 年 10 月洪水で浸水面積 4.5ha、沖ノ田川は、昭和 61 年 8 月洪水で浸水面積 30.9ha、昭和 63 年 8 月洪水で浸水面積 2.4ha、平成 14 年 7 月洪水で浸水面積 0.1ha の被害が出ている。

平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では津波等による甚大な被害や、地殻変動による広域的な地盤沈下が発生した。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。

さらに「気仙沼市震災復興計画」においては、津波による河川からの浸水を防ぐため、海岸堤防高と合わせた土地の嵩上げを進め、都市基盤の再整備を図ることとされている。

河川利用については、漁業権の設定はなく、全川にわたり釣り場として利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

圏域内河川では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、流域内の河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。

河川整備の現状、森林等の流域の状況、水害の発生状況及び河川の利用状況並びに河川環境の保全等に配慮し、また、気仙沼市総合計画等との調整を図りながら、水源から河口までの一貫とした基本方針に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にすることによって、河川の総合的な保全と利用を図る。

健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関と連携を行いながら流域一体となった取り組みを推進する。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に配慮しながら、必要に応じて堆積土砂の撤去や除草等適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護等にも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理や河川整備の協働作業を推進する。

ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、面瀬川・沖ノ田川の自然環境に配慮しながら、築堤及び河道掘削を行い、河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。

また、整備途上段階あるいは計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、水防管理団体と連携を図りながら被害の軽減に努めるとともに、

河川情報システム等により迅速な情報伝達を行い、被害を最小限に軽減できるよう、より迅速な防災・避難態勢の確立を関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす計画津波に相当する「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、流水の正常な機能の維持を図る。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して節水等の啓発活動を推進する。

ウ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、河川の流れが生み出した河川景観の保全を図るとともに、多様な動植物の生息・生育する豊かな環境を次代に引き継ぐため、流域が一体となってその保全に努める。

動植物の生息地・生育地については、河川とその周辺の生態系に配慮し、治水との調和に努める。水域と陸域との連続性等の多様な河川環境を保全するとともに、多自然川づくりを推進し、河川に生息する動植物の生息・生育環境の保全に努める。

東北地方太平洋沖地震によって、河口部に限定しているが、広域的な地盤沈下や津波により環境が大きく変化した。

河口部の河川環境については、今後も河川環境調査を継続的に進め、必要に応じて保全措置を講じることに努める。

景観の維持については、溪流や田園と里山が織りなす美しい風景と調和した河川景観の保全を図るとともに、都市景観と調和した水辺景観の維持・創出等に努める。

人と河川との豊かなふれあいの場の確保については、生活の基盤や歴史、文化・風土を形成してきた河川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習ができる場等の整備・保全に努める。

水質については、河川の利用状況、動植物の生息・生育環境であることを考慮し、下水道等の関連事業や関係機関、地域住民との連携を図る。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、貴重なオープンスペースである河川敷地での多様な利用が適切に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和に努める。

さらに、流域の自然環境、歴史、文化を踏まえ、川を軸とした上下流の連携による河川愛護活動・河川清掃等、地域住民が自主的に行うよう河川管理への幅広い参画等を積極的に支援するとともに、地域住民や関係機関との協働による河川管理に努める。

2 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水流量並びに河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

イ) 面瀬川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点面瀬川橋において130m³/sとし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m³/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
面瀬川	面瀬川橋	130	—	130

ロ) 沖ノ田川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点沖ノ田橋において85m³/sとし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

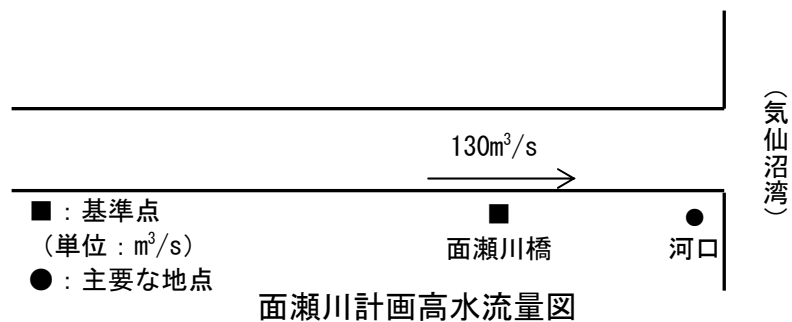
(単位：m³/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
沖ノ田川	沖ノ田橋	85	—	85

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

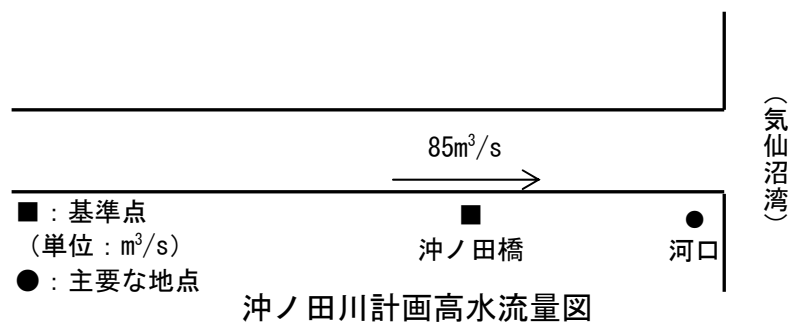
イ) 面瀬川

計画高水流量は、基準地点である面瀬川橋地点において $130\text{m}^3/\text{s}$ とする。



ロ) 沖ノ田川

計画高水流量は、基準地点である沖ノ田橋地点において $85\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本流域の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m) 注1)	川幅 (m)
面瀬川	面瀬川橋	0.9	4.14	12
	河口	0.0	注2) 6.20	35
沖ノ田川	沖ノ田橋	0.3	3.25	22
	河口	0.1	注2) 8.80	28

注1) T.P: 東京湾中等潮位

注2) 計画津波水位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

圏域内河川における流水の正常な機能を維持するための流量は、今後、流況資料の蓄積を行うと共に、引き続き河川環境の実態等の資料蓄積に努め、動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に配慮しつつ設定するものとする。

(参考図)

○面瀬川・沖ノ田川流域図

